

議案第 23 号

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定について

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例等の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例等の一部を改正する条例  
(川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和 38 年川崎市条例  
第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 消防団員の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本団員（次号に掲げる機能別団員以外の消防団員をいう。以下同じ。）

(2) 機能別団員（市長が定める特定の消防事務に従事する消防団員をいう。

以下同じ。）

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 消防団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号  
に定めるとおりとする。

(1) 基本団員 1, 210 人以内

(2) 機能別団員 135 人以内

(川崎市消防団員任免条例の一部改正)

第2条 川崎市消防団員任免条例(昭和23年川崎市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「者」の次に「(川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例(昭和38年川崎市条例第31号)第4条第2項第2号に規定する機能別団員(以下「機能別団員」という。)にあっては、当該消防団の区域に通学する18歳以上の者を含む。)」を加える。

第3条第1項中「団員」の次に「(機能別団員を除く。)」を加え、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

(川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第3条 川崎市消防団員退職報償金支給条例(昭和39年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「消防団員」の次に「(川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例(昭和38年川崎市条例第31号)第4条第2項第2号に規定する機能別団員を除く。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

消防団に機能別団員の制度を導入することに伴い、機能別団員について、定員及び資格要件を定めること、退職報償金を支給しないこととすること等のため、この条例を制定するものである。